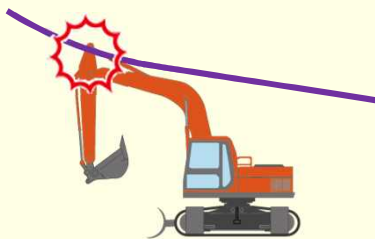


## 架空線事故の多くはヒューマンエラーで発生しています ～架空線事故は基本ルールを守れば防げる事故です～

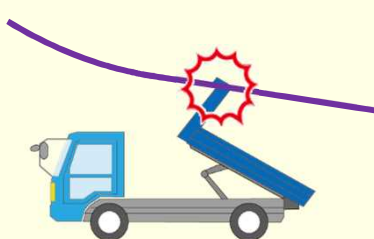


近畿地方整備局管内では、バックホウやダンプアップによる架空線接触事故、クレーンの接近による放電事故等が発生しています。このような架空線事故の多くはウツカリ・ボンヤリなどヒューマンエラーによるものです。ヒューマンエラーの対策としては、絶対にミスをしていないための方法・対策を考える前に、必ずミスが起こる前提で考え、対策を講じることが大切です。

### バックホウによる 架空線接触事故



### ダンプアップによる 架空線接触事故

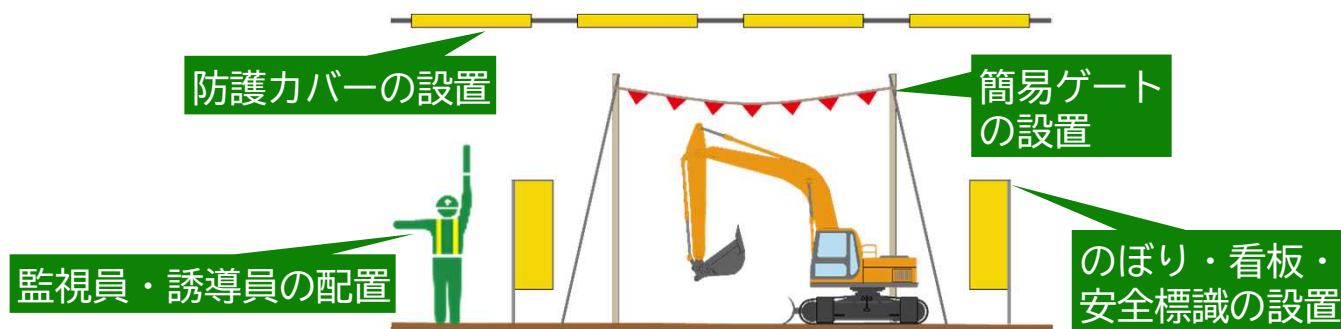


### クレーンによる 放電事故



## 架空線事故防止対策

- 作業前には現地調査を行なって架空線の有無を確認し、作業範囲や移動経路に架空線がある場合には、**現場状況に応じた作業計画及び保安措置を立案**しましょう。
- 架空線に近接して作業する場合や、移動経路上に架空線がある場合には、オペレーターやダンプトラックの運転手に対して、工事現場区域及び工事用道路内の**架空線の種類・位置・高さを図面等により情報共有**をしましょう。
- 重機の操作中やダンプトラックの運転中は、操作・運転に集中し、架空線の存在を失念してしまうことがあります。架空線付近で接触の危険のある作業を行う際には、**のぼりや看板によって架空線位置の明示や注意喚起**を行い、**専任の監視員を配置**しましょう。
- 架空線は実際よりも高く遠く見えるものです。架空線への**接近を防止する目安として簡易ゲートを設置**しましょう。
- ダンプトラックがダンプアップしたまま走行し、現場外の架空線や橋桁に接触する事故を防止するため、**現場の出入口等に簡易ゲートを設置、荷台の状態を確認する監視員を配置、運搬経路（危険箇所）マップを作成**しましょう。



## 感電事故防止対策

- 安衛法や建設業法等において、労働災害の防止（感電防止）や公衆災害の防止（電線等の損傷防止、電線等の損傷・接触による停電事故防止）の観点から、建設工事等を行う事業者は安全措置を講じる義務が課せられています。
- 送配電線の近くでクレーン作業等を行う時には、必ず**電力会社との事前打ち合わせ**、**防護措置を行います**。
- 作業当日には、適確な作業指導のできる**専任の監視員を配置**して、監視しながら作業しましょう。

架空線から十分な離隔距離を確実に取ることが安全につながります。



# 高所作業からの墜落事故をなくしましょう！

## ～高所作業に関わるルールをよく理解して作業を行いましょう～

現場では「高所作業」を行うことが多々あります。「高所作業」は事故につながる危険性が高いため、その危険性や、ルール、危険回避方法を理解しておくことが重要です。

### 高所作業の危険性

- 労働安全衛生において、**高さ2m以上の場所での作業を「高所作業」といいます。**高所作業では墜落事故が発生し、死亡事故につながる可能性もあります。
- そのため法令等で墜落事故の防止対策として、作業床の設置、囲い・手すり等の設置、フルハーネス・胴ベルト型の着用、悪天候時の作業禁止等の様々な規制が設けられています。**作業内容や現場状況に応じて適切な防護措置・安全対策を講じましょう。**
- 準備や片づけ等すぐ終わると思うような作業であっても、**高所での作業では必ず安全対策を講じましょう。**



### 墜落制止器具（フルハーネス・胴ベルト等）の規格不適合について

- 平成31年に、墜落防止用の保護具について法令改正が行われました。
- 所有しているものが規格に適合しているか分からない時には、多くのメーカーがホームページで見分け方を公開していますので参考にしましょう。それでも分からない場合は、必ずメーカー・販売店に問合せましょう。



### 墜落制止器具（フルハーネス・胴ベルト等）の点検について

- 墜落制止器具のベルト・ロープ等の主要部品は合成繊維製であるため、使用しているうちに摩耗や性能劣化が生じます。
- そのため、**墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録**しておくことがガイドラインに示されています。

**作業員自身が正しい知識で正しく器具を使用し、事故を未然に防ぎましょう。**

# 資材・工具の落下は下にある物や人を傷つける危険があります！

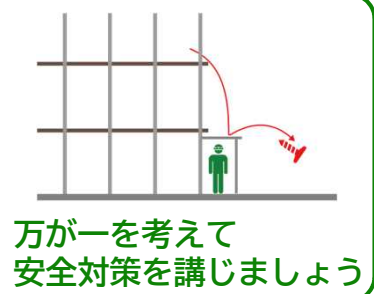
## ～現場の特徴を踏まえた安全対策を講じましょう～



現場では上から物が落ちてくる、壁や天井が崩れるなどの危険要素が多くあります。危険要素が多いからこそ“慣れ”をなくし、安全意識を持ち、安全の徹底を図りましょう。

### 飛来落下事故とは

- 高さのある場所では、下の状況が分かりにくいというえ、万が一工具等を落下させてしまうと、高さ（距離）があるので当たったときの衝撃が大きくなります。**上から物を落とさないのが基本**ですが、**もし落ちたとしてもそれを防ぐ措置が必要**です。
- 強風によってコーンや看板が飛ばされ、通行人や車両に被害を及ぼす事故も発生しています。**飛ばされる可能性があるものは堅固に固定**しましょう。



### 事故防止対策

- 飛来落下の恐れのある場所では、飛来防止の措置を行い、**危険区域への立ち入り禁止措置**、作業員の**ヘルメットの着用の徹底**が必要です。
- **上下作業は原則禁止**しましょう。やむを得ず上下作業をするときには、ネットを張る等の落下防止措置や工具落下を防止する安全ロープ・ワイヤーを使用する等、**万が一の場合でも下方に落下させないように対策を講じましょう。**
- 資材・仮設材等を仮置きする場合は、材料等をロープ掛け、シート掛け等により、**風、振動等による倒壊及び落下防止の措置を適切に講じましょう。**また、荷崩れによる事故を防止するため、高さを2m以内に留めるようにしましょう。
- 高所作業車を使用する場合にも、作業籠から工具やコンクリート片、粉じん等を落下させないように対策を講じましょう。

**現場は常に危険と隣り合わせです。対策は万全に！**